

市民防災組織運営費補助申請から支給まで

【1】 市役所より通知

防災課より運営費補助についての案内文書と申請書類一式が、市民防災組織の代表者に届きます。

（新年度代表者が不明の場合、旧年度代表者もしくは自治会長宛に送付していますのでご了承ください。）

【2】 申請書類一式の提出

申請書類に必要事項を記入・押印していただき、期日までに防災課までご提出ください。

＜提出書類＞

- ・第3号様式「市民防災組織助成申請書」
- ・第3号様式の2「市民防災組織予算書・事業計画書」
- ・第9号様式「市民防災組織助成請求書」
- ・第11号様式「市民防災組織活動報告書」
- ・第11号様式の2「市民防災組織決算書・事業報告書」
- ・繰越金の生じた理由及び使途について

※前年度からの補助金を今年度に繰越し、かつ、その額が前年度補助金額を上回る場合に限り、提出

【3】 運営費補助支給決定通知

防災課より運営補助金の支給が決定したことの通知文書が代表者宛に届きます。

【4】 運営費補助振込

通知到着2～3週間後、ご指定口座に運営費補助が振込まれます。

立川市市民生活部防災課

TEL 042-523-2111（内2531）

FAX 042-538-4333

MAIL bousai-t@city.tachikawa.lg.jp